

○加古川市議会請願・陳情取扱要綱

平成3年3月5日
議会運営委員会決定

第1章 請願書

(紹介議員)

第1条 紹介議員は、その請願の内容に賛成でなければならない。

(紹介の取消し)

第2条 委員会に付託前の請願については、議長の承認を得て、その紹介を取り消すことができる。

2 委員会に付託後の請願については、付託委員会の承認を得た後に、議会の同意を得て、その紹介を取り消すことができる。

3 紹介の取消しにより、紹介議員が1人もいなくなった請願書は、委員会に付託前のものについては陳情書として、委員会に付託後のものについては引き続き請願書としてそれぞれ取り扱う。

(請願の取下げ)

第3条 委員会に付託前の請願については、議長の承認を得て取り下げることができる。

2 委員会に付託後の請願については、付託委員会の承認を得た後に、議会の同意を得て取り下げることができる。

(意見書の提出を求める請願)

第4条 意見書の提出を求める請願が委員会で採択された場合、当該委員会で意見書案について協議するものとする。

2 委員会で不採択となった請願が本会議で採択された場合、会派代表者会で意見書案について協議するものとする。

第2章 陳情書

(陳情書の受理及び送付)

第5条 議長は、陳情書を受理したときは、陳情文書表を作成し、議員に配布するとともに、陳情書を適當の委員会に送付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、原則として議長が受理したのち、その写しを全議員に配布する。

- (1) すでに扱った陳情と同一趣旨のもの
- (2) 市外に住所を有する者から提出のあったもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、議長において特に必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮り、その扱いを決めることができる。

2 陳情文書表には、陳情書の受理番号、受理年月日、陳情者の住所及び氏名、件名、陳情の要旨並びに送付委員会を記載する。

(陳情の取下げ)

第6条 委員会に送付前の陳情については、議長の承認を得て取り下げることができる。

2 委員会に送付後の陳情については、送付委員会の承認を得て取り下げることができる。

(陳情の審査結果の報告及び陳情者への通知)

第7条 委員会は、陳情の審査結果を次の区分により議長に報告するものとする。

- (1) 採択
- (2) 一部採択
- (3) 不採択
- (4) 結論得ず

2 議長は、陳情の審査結果を陳情者に通知するとともに、審査結果一覧を議員に配布する。

(採択陳情の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第8条 採択された陳情は、請願の例により、市長その他の関係機関に送付する。

2 市長その他の関係機関に送付した採択陳情の処理の経過及び結果の報告の請求については、請願の例による。

(意見書を求める陳情)

第9条 意見書の提出を求める陳情が委員会で採択された場合、当該委員会で意見書案について協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行し、同日以後に受理したもののから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に受理したもののから適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行し、同日以後に受理したもののから適用する。